2　日本国は、この協定の効力発生の日から、日本国において人が消費するためのぶどう酒産品であって、欧州連合を原産とし、かつ、次の事項に従って生産されるものの輸入及び販売を承認する。

(a)　附属書二―E第一編第A節に規定する欧州連合において承認される産品の定義及び醸造法並びに欧州連合において適用される制限。ただし、同附属書第二編第A節に規定する産品の定義及び醸造法並びに制限に従うことを条件とする。

(b)　附属書二―E第一編第B節に掲げる醸造法

3　両締約国は、この協定の効力発生の日に、附属書二―E第一編第B節及び第二編第B節に掲げる醸造法の承認のための手続がそれぞれ完了したことを確認する通告を交換する。

第二・二十六条　醸造法の承認（第二段階）

1　欧州連合は、附属書二―E第二編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する。

2　日本国は、附属書二―E第一編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を欧州連合に通告する。

3　1及び2に規定する承認については、いずれかの締約国による遅い方の通告の日に効力を生じさせるものとする。

第二・二十七条　醸造法の承認（第三段階）

1　欧州連合は、附属書二―E第二編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する。

2　日本国は、附属書二―E第一編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を欧州連合に通告する。

3　1及び2に規定する承認については、いずれかの締約国による遅い方の通告の日に効力を生じさせるものとする。

第二・二十八条　自己証明

1　日本国の法令の範囲内で認証された証明書（日本国の権限のある当局によって承認された生産者が作成する自己証明書を含む。）は、日本国を原産とするぶどう酒産品の欧州連合における輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠となる文書として十分なものと認められる。

2　第二十二・四条の規定に基づいて設置されるぶどう酒に関する作業部会は、この協定の効力発生の日に、次の方法を決定により採択する。

(a)　1の規定の実施のための方法（特に証明書において使用される様式及び提供される情報）

(b)　欧州連合が指定する各欧州連合構成国の連絡部局と日本国が指定する連絡部局との間の協力のための方法

3　欧州連合を原産とするぶどう酒産品については、日本国における輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠として、証明書又は他の同等の文書を要求されないものとする。

第二・二十九条　検討、協議及び自己証明の一時的な停止

1　両締約国は、次のことを行う。

(a)　この協定の効力発生の日の後二年間は、定期的にかつ少なくとも年一回、第二・二十六条の規定の実施について検討すること。

(b)　この協定の効力発生の日の後三年以内に第二・二十七条の規定の実施について検討すること。

2　両締約国は、第二・二十六条の規定の実施について検討する過程において、同条に規定する通告がこの協定の効力発生の日から二年以内に交換されていないと認める場合には、実際的な解決について合意するために協議を行う。

3　第二・二十六条2に規定する通告がこの協定の効力発生の日から二年以内に送付されておらず、かつ、同条1に規定する通告が送付されている場合において、2に規定する協議の開始から三箇月以内に2に規定する実際的な解決について合意が得られなかったときは、欧州連合は、前条に規定するぶどう酒産品の自己証明の受入れを一時的に停止することができる。

4　3に規定する自己証明の受入れの一時的な停止は、日本国が欧州連合に対して第二・二十六条2に規定する通告を送付した場合には、速やかに終了する。

5　両締約国は、第二・二十七条の規定の実施に関する1に規定する検討の過程において、同条に規定する通告がこの協定の効力発生の日から五年以内に交換されていないと認める場合には、協議を行う。

6　この条のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二・三十条　現状維持

1　締約国は、第二・二十五条から第二・二十八条までの規定の対象となる事項について、この節において又はこの協定の署名の日に施行されている自国の法令において規定する条件よりも不利な条件を課してはならない。

2　1の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる両締約国の権利を妨げるものではない。ただし、当該衛生植物検疫措置が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に反しないことを条件とする。

第二・三十一条　改正

合同委員会は、第二十三・二条3の規定に従い、醸造法、制限その他の要素への言及を追加し、削除し、又は修正するために、附属書二―Eを改正する決定を採択することができる。

第D節　他の規定

第二・三十二条　情報の交換

1　両締約国は、この協定の運用を監視するため、この協定の効力発生の日の後十年間、入手可能な最新の暦年についての輸入統計を毎年交換する。情報を交換する期間については、第二十二・三条の規定に基づいて設置される物品の貿易に関する専門委員会が五年間延長することができる。

2　1に規定する輸入統計の交換は、可能な範囲内で、入手可能な最新の暦年についての一方の締約国の品目表に基づく情報（価額及び数量を含む。）であって、この協定に基づく関税上の特恵待遇を受ける他方の締約国の産品及び関税上の特恵待遇を受けない他方の締約国の産品の輸入に関するものを対象とする。

第二・三十三条　関税上の特恵待遇の管理に関する特別措置

1　両締約国は、この協定に基づく関税上の特恵待遇に関連する自国の関税法令に対する違反が国内産業に悪影響を及ぼし得ることを認識し、並びに次章の関連する規定及び二千八年一月三十日にブリュッセルで作成された税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定（以下「税関相互支援協定」という。）に従い、当該違反を防止し、及び探知し、並びにこれに対応することに関して協力することに合意する。

2　一方の締約国は、客観的な、説得力のある及び検証可能な情報に基づき、次の(a)及び(b)の要件を満たすと認定した場合には、(a)に規定する組織的な違反に関連する産品について、4から7までに規定する手続に従い、この協定に基づく関税上の特恵待遇を一時的に停止することができる。

(a)　特定の産品についてのこの協定に基づく関税上の特恵待遇に関連する自国の関税法令に対する組織的な違反が行われたこと。

(b)　他方の締約国が、(a)に規定する組織的な違反に関し、1に規定する協力を組織的かつ不当に拒否し、又は実施しなかったこと。